

第151回

佐賀県都市計画審議会議案

令和6年3月25日

佐賀県都市計画審議会

議案一覧表

議案番号	議案名	頁
第1号議案	産業廃棄物処理施設の敷地の位置の都市計画上の支障の有無について	1～3

第1号議案 産業廃棄物処理施設の敷地の位置の都市計画上の支障の有無について

武雄市北方町において都市計画区域設定以前に建設された下記の産業廃棄物処理施設への、乾燥施設増設の計画は、都市計画上支障がないと認める。

1. 施設計画

次の産業廃棄物処理施設を新設するもの

○新設する産業廃棄物処理施設の計画

施設の種類	産業廃棄物の種類	処理能力
乾燥施設	汚泥	14 m ³ /日 (24 時間)
	動物性残さ (厨芥類)	14 m ³ /日 (24 時間)
	動物のふん尿	14 m ³ /日 (24 時間)
	廃酸	9.9 m ³ /日 (24 時間)
	廃アルカリ	11 m ³ /日 (24 時間)
	混乾燥時	12 m ³ /日 (24 時間)

2. 敷地の位置

- (1) 地名地番 武雄市北方町大字志久字広田 1476 番地 1 ほか (敷地面積 5, 741.55 平方メートル)
- (2) 用途地域 用途地域の指定なし

3. 設置者

- (1) 会社名 株式会社三協環境開発 (2) 住所 武雄市北方町大字志久 8 1 5 番地 1

4. 申請理由

- 近年、含水率の高い下水汚泥の処理依頼が増えており、下水汚泥の処理依頼の増加に対応するために、乾燥施設を増設する必要がある。

5. 建築基準法第51条許可における都市計画上の支障の有無

- 今回の計画地は、都市計画区域に設定（平成24年3月）された以前から産業廃棄物処理場として使用されており平成30年に建築基準法第51条許可を受けたことがある敷地であるが、今回、乾燥施設の新設に伴い、建築基準法第51条に規定する処理施設の増築に該当することから、同条の規定により、計画敷地の位置が都市計画上支障ないものとして建築許可を受けなければならない。
- 計画施設は、その敷地の位置が以下の要件から都市計画上支障がないものと認められる。
 - ① 以前より産廃処分施設として使用されており、当時の北方町及び地元の区長とも協議がなされ、地元との公害防止協議に基づき支障なく運営されている。
 - ② 50戸以上の既存集落に近接しておらず、学校・病院・公園等の公共施設に近接していない。
 - ③ 計画している運搬量が、前回（平成30年）の法第51条許可の時点で想定していた運搬量の範囲内に収まっているため、乾燥施設の増設による搬出・搬入車輛の増加はなく、周辺の道路交通に与える影響が少ない。
 - ④ 当該施設は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、生活環境影響調査が実施され、その結果周辺への影響は少なく、また、乾燥施設の新設に伴う地元との公害防止協定が新たに締結されている。

(参考) 主な根拠規定

○建築基準法 第 51 条〔卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置〕

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

○建築基準法施行令 第 130 条の 2 の 2〔位置の制限を受ける処理施設〕

法第五十一条 本文（法第八十七条第二項 又は第三項 において準用する場合を含む。）の政令で定める処理施設は、次に掲げるものとする。

二 次に掲げる処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。以下「産業廃棄物処理施設」という。）…【産業廃棄物処理施設】

イ 廃棄物処理法施行令第七条第一号 から第十三号の二 までに掲げる産業廃棄物の処理施設

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第 7 条

法第十五条第一項 の政令で定める産業廃棄物の処理施設は、次のとおりとする。

二 汚泥の乾燥施設であって、一日あたりの処理能力が 10 m³を超えるもの。